

議 第 号

胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 地域おこし協力隊員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策委員会委員（臨時委員を含む。）	1 日 15,000 円
いじめ問題調査委員会委員	1 日 15,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 12 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦